

契 総 第 4 3 6 7 号
令和 7 年 2 月 13 日

東京都千代田区神田駿河台 3 - 9
三井住友海上火災保険 株式会社
取締役社長 舩曳 真一郎 様

大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

審 議 結 果 通 知 書

令和 6 年 12 月 27 日付けで再苦情申立てがあった件については、下記のとおり通知します。

記

1 再苦情申立ての対象とされた入札参加停止等

入札参加停止等措置日 令和 6 年 11 月 11 日

文 書 番 号 契 総 第 3 5 2 2 号

再 苦 情 申 立 者 東京都千代田区神田駿河台 3 - 9

三井住友海上火災保険 株式会社

取締役社長 舩曳 真一郎

2 再苦情申立ての趣旨及び理由

入札参加停止措置の理由となった 9 事案の独占禁止法違反のうち、8 事案については課徴金の減免申請をしていたことに加え、すべての事案において公正取引委員会の調査に全面的に協力を行っていたため、大阪府入札参加停止要綱（以下、「要綱」という。）第 6 条第 9 項又は要綱第 6 条第 4 項を適用し、入札参加停止措置期間を 1/2（令和 6 年 11 月 11 日から令和 7 年 2 月 10 日まで）に短縮することを求める。

3 2 の主張の根拠とされた事項

（１）公正取引委員会の 2024 年 10 月 31 日付け公表の「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」（別紙含む）

（２）2023 年 12 月 19 日付け、貴社公表「公正取引委員会による立入検査について」

4 審議結果

令和 6 年 12 月 27 日付けで貴社から再苦情申立てがあった件について、大阪府が行う入札参加停止等措置に係る苦情処理手続要領第 13 条に基づき、大阪府入札監視等委員会（以下、「委員会」という。）に審議を依頼したところ、別添のとおり、苦情申立てに対する大阪府知事の回答は妥当であり、本件再苦情申立ては理由がないとの意見書が提出されました。

委員会からの意見書を踏まえ、令和 6 年 12 月 27 日付け回答書（文書番号：契総第 3952 号）のとおり、入札参加停止措置期間の短縮は行いません。

総務部契約局総務委託物品課 総務・資格審査グループ
電 話 06-6944-6429
ファックス 06-6944-6297